

第48回経済産業省契約等評価監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和4年11月28日（水） 経済産業省本館17階第3特別会議室及びオンライン会議	
委 員	委員長 梶川 融（太陽有限責任監査法人 代表社員 会長） 委 員 梅野 晴一郎（長島・大野・常松法律事務所 弁護士） ※途中参加 委 員 金子 良太（國學院大學経済学部 教授） 委 員 川澤 良子（Social Policy Lab株式会社 代表取締役） 委 員 木村 琢磨（千葉大学大学院 教授） 委 員 藤居 俊之（東京工業大学 教授）	
審 議 対 象 期 間	（令和3年1月1日～令和4年9月30日）	
抽出案件	4 件	（備考）
一般競争入札方式	2 件	以下の議題について議事を執り行った。 1. 経産省の調達等の実績について （報告・審議事項） ①調達実績一覧（報告事項） ②「調達等の在り方に関する検討会」のフォローアップ（報告・審議事項） ③個別審議案件について（審議事項） 2. 基金事業の執行の適正確保について（審議事項）
最低価格方式	一件	
総合評価方式	2 件	
指名競争入札方式	一件	
最低価格方式	一件	
総合評価方式	一件	
競争的随意契約	1 件	
単 純 随 意 契 約	一件	
補 助 金	1 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
議題 1 ①調達実績一覧（報告事項） ・事務局から、議題 1 ①について報告を行った。 <委員> ・単純随意契約について、令和元年度と比較して令和 2 年度以降が増加しているのは何故か。 ・再委託費率が高い事業は従前整理したⅠ～Ⅲの類型に該当しないものが多かったのか。類型に該当しないものはどこまで個別に確認したのか。 議題 1 ②「調達等の在り方に関する検討会」のフォローアップ（報告・審議事項） ・事務局から、議題 1 ②について報告を行った。 <委員> ・審査結果の対外公表について、審査委員の属性やコメント等まで載せているものもあればそうでないものもあるので、統一して載せて欲しい。 ・履行体制図については、元請けが何をしているのか分からない。事業概要や元請けの役割も載せないと初めて見た方が理解できないので、改善して欲しい。 議題 1 ③個別審議案件について（審議事項） 【審議案件 1】 契約の件名：緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金の事務事業 契約の相手方：デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 契約額：8,470,000,000 円 契約締結日：令和 3 年 2 月 1 日	<会計課> ・確認して追って報告する。 ・典型的なものは類型ⅠとⅢに当たるものが多い。事業類型に当たるものも当たらないものも全て個別に確認を行っている。類型に当たらないものもより厳格に確認を行っている。 <会計課> ・検討させていただきたい。

<委員> ・当初の契約より、一つ桁が多い契約変更が最終的に行われている。通常の一定比率以内の契約変更と違って非常に大きな契約変更が続いた場合に、省内のストッパーや稟議が追加的に行われるような体制をとられているかについてご教示いただきたい。 ・非常に大きな契約変更であっても、通常と同じ手続ということで良いか。	<会計課> ・軽微なものを除いて契約変更については会計課の方にも承認・確認が回ってくる。一定の比率のルールがあり、これ以上の変更はできないというような一律のルールは定めていないが、個別に確認をする仕組みになってる。 ・ご理解の通り。
<委員> ・事業復活支援金事業の方は契約変更後、再委託費率が数%だが上がっている。一時支援金事業の方は、契約変更後、再委託費率が下がっている。再委託費率が下げられた要因は何か。再委託費率を予め下げるような工夫ができるのであれば、次に活かせるよう、在り方検討会で示した指針に追加で盛り込みたいという問題意識。	<中小企業庁長官官房総務課> ・一次支援金の方は、緊急事態宣言の発令に伴うもので、2か月分の事業を実施するつもりで調達を実施した。その後度重なる緊急事態宣言の延長によって、都度契約変更、事業延長を行っていたという経緯があった。不適切な受給等の事後調査など、画一的な処理が難しい業務が増えて、受託先が直接実施しなければならないような業務が増えていった結果、再委託費率が下がっていった。事業復活支援金の方は、再委託先の業務が膨らんだため、再委託費率が上がった。
<委員> ・再委託費率が50%を超える理由書について、再委託先のところに広告業務という記載がある。提案書を見ると再委託というよりは共同事業体として実施されていると理解したが、確定検査の在り方をどう考えているのか。実際に確定検査はどのような形でやられているのか。 ・セルフチェックリストにおいて、119者に周知していると記載があり、かなり数が多いがどのように周知をしたのか確認させていただきたい。	<中小企業庁長官官房総務課> ・在り方検討会を踏まえて、普通であれば確定検査は委託先にしか行わないが、大規模事業である本事業については再委託先の証憑も実際に見に行って個々に確認をしている。共同事業体ではなくても100万円以上の再委託先については直接確定検査をしている。 ・公募に先立って、事業スキームや履行体制、スケジュール等についてHPで情報提供依頼を行ったところ、問合せを頂いたのが119者だった。
<委員> ・事業が延長された際に、事務局を1次2次といった形で公募されるケースもあると思	<中小企業庁長官官房総務課> ・年度を跨ぐタイミングで改めて入札可能性調査を行ったが、デロイトトーマツファイナ

うが、今回はそういった方法はとりえなかったのか。 <委員> ・本件では、緊急性や政策の追加等の事情があり、やむを得なかったとは思いますが、今後この種の給付金事業が起こった場合の対応の方向性や本来の姿をどう見据えているのか。経産省が自ら実施することはできないとした場合に、一番現実的なのは企画立案について別の契約を立てるということかと思うがその辺の可能性は有り得ないか。 【審議案件 2】 契約の件名：事業復活支援金事務事業 契約の相手方：デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社 契約額：50,079,288,070 円 契約締結日：令和 3 年 1 2 月 2 1 日 <委員> ・入札可能性調査を 19 日に開始して 24 日に締切となっているが、これで最大限期間を取ったというご判断だったのか。 【審議案件 3】 契約の件名：コンテンツグローバル需要創出促進事業（3 次補正） 契約の相手方：特定非営利法人映像産業振興機構 契約額：1,980,842,000 円 契約締結日：令和 3 年 3 月 1 9 日	ンシャルアドバイザリー合同会社以外の応募がなく、当該会社と契約を行った。 <中小企業庁長官官房総務課> ・持続化給付金の第 2 期の事務局を募集する際に、審査業務と給付業務を分割する形で調達を試みたが、給付業務の方は仕様を満たした有効な応札がなく、2 回の不落を経てデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社と契約した経緯があった。分割をしても大規模事業だとなかなか担い手がない。 ・今後の本来の姿については、コロナの給付金事業というのは、臨時異例の措置として講じてきたものであり、なかなかやり方を整備するということにならなかったが、持続化給付金や一時支援金等で学んだことを事業復活支援金の執行には役立てて効率的な業務運営を行ってきた。 <中小企業庁長官官房総務課> ・補正予算が閣議決定されて速やかに事業を開始できるよう事業を進めてきたところ、会計ルールで認められる最速の期間で実施した。
---	---

<委員> ・再委託できない部分についてきちんとした実施体制でやられているのか、元請けの部分がきちんと機能しているのか。再委託できない部分についてどのような業務を実施されているのか、確定検査の部分で数名の方が稼働していることをきちんと確認したのか。 <委員> ・再委託費率が50%を超える説明のところで、業務内容は審査・確定検査を行っている事業者として3者が挙がっているが、これはどういう風に切り分けているのか。 ・審査業務の一本化は難しくても検査・確定業務をまとめるというのは可能か。その方が効率が良いのではないか。 ・検査業務は同一のグループでなくても、他の事業者が別契約で参入するということもあり得ると思うが、如何か。 ・確定検査は相互チェックの機能がある訳だから、全く別の事業者がやるというのもそれなりに意味がある。効率性を優先するのかそれとも厳格なダブルチェックを重視するのか、観点が変わってくる。効率性を若干後退させてでも、厳格な第三者的なチェックをした方が良いともいえるし、競争性を高めるファクターにもなる。 <委員> ・公募開始から締切が短期間となっている。説明会参加者が2者で応募も2者だったが、この公募期間が長く確保できるのであれば、説明会参加者数や応募者数が増える余地はあるのか。 【審議案件4】 契約の件名：令和3年度学びと社会の連携促	<コンテンツ産業課> ・事務局については頻度高く日々調整を実施しながら事業を実施しており、提案書に記載の人数については日頃の業務の中でも確認を取っている。また、証憑等を確認する際にも確認を取っているので、きちんと確認していると言える。 <コンテンツ産業課> ・計画変更後は30者程の委託・外注先がある。大きく3つ役割が分かれており、書類の証憑確認というマンパワーが大きく掛かる部分を分担して実施している。また、同じ証憑確認であっても、専門性によって役割分担をしている。 ・書類証憑確認の一本化については1～2万件というボリュームを捌いているので、複数の事業者をお願いをしている。 ・事務局において全体方針を策定しており、機械的に手を動かす・マンパワーが必要な部分のみを切り出して外注している。全体コーディネートがないとガバナンスが効かなくなるので、難しいと考えている。 <コンテンツ産業課> ・本事業は、コロナ対応ということで緊急性があり、ルール上の20日間を取っていたが、長く取っていたという訳ではない。本事業の前身事業があったが、その際は説明会参加者1者、1者応募だったが、本事業は2者ずつとなった。期間を延ばすとどうなるかは推測の話になってしまうため分からないが、できる限りの周知等を行った結果2者になった。
---	--

進事業（「未来の教室」（学びの場）創出事業） 契約の相手方：ボストン・コンサルティング・グループ合同会社 契約額：1,170,642,000 円 契約締結日：令和3年4月1日 <委員> ・予定価格調書について、海外調査についても実現可能な形で考えられていたのか。予定価格の算定の際に海外調査を含めるのが妥当であったのかという問題意識。 <委員> ・説明会参加者が2者しかなかった要因如何。人件費単価の低いところは何故参加されなかったのか、説明会の周知の方法について改善の余地はなかったのか。 ・3月にコンサルが説明会に参加できない・応札できない問題は、他の事業でも言われていることだが、省としての全体的な調達時期の分散化等の方策は考えられているのか。 <委員> ・なかなか手が挙がらないというのは他の案件にも共通して出てくる問題だとして、本件では再委託の段階で公募しているということだが、どれだけ競争率があって、どれだけ事業者が入れ替わっているのかの状況を教えていただきたい。元の契約で手が挙がらないのであれば、再委託の方で競争性を確保するというのは、今後の施策を考えた場合にも、次善の策として有りうると思った次第。	<サービス政策課教育産業室> ・当時コロナがどこまで続くか分からなかったため、予定価格算定時には海外調査のための費用を含んでいたもの。一方、受託者はグローバルな会社であり、海外事業所に調査をしてもらうことが可能であったため、直接日本のスタッフが海外出張に行ったわけではないが、海外調査についても可能な範囲で実施しているところ。 <サービス政策課教育産業室> ・過去には色々な事業者が参加していた。応札できなかった事業者にヒアリングしたところ、3月の応札は事業者の繁忙期であり難しかったと聞いている。公告の時期をもう少し早める、公告期間をもう少し長くする、過去に説明会に参加した事業者にももう少し丁寧に説明をすること等で、説明会参加者数や応札者数はもう少し増やしていきたいと考えている。 <会計課> ・現時点での具体的な対応策は考えられていないが、引き続き検討していきたい。 <サービス政策課教育産業室> ・厳密に手元にはないが、再委託については複数事業者が手を挙げていて、事業者も入れ替わっている。 ・再委託の公募についても周知徹底して多くの競争率を確保していきたい。
---	---

【議題 1 ③全体について】 <委員> ・コロナの関係や、内容も非常に特定の事情があるなど難しいところだとは思いますが、今日出た意見というのは、国民一般的に見られた時に少し考慮していただきたい点もあるので、より効率的に、効果的な予算執行ということができたらと思う。 ・本来は政策当局が企画されるような内容に近いことを、非常にレベル感の高い業者にしかお願いできないというのは、これはもう政策そのものみたいな話なので、人的な難しさはあるかもしれないが、本来の企画省庁に戻られることを期待。 議題 2. 基金事業の執行の適正確保について (審議事項) 事務局から、議題 2 について説明を行った。 <委員> ・支出額のうち管理費率が 100%のものが 13 件、40%を超えるものが 4 件程ある。基金を造成されている意味があるのか。これは何故なのか。 ・事業開始の時期や事業のステータス等も表でご説明していただけると理解が進むので有難い。 <委員> ・「国の管理対象は基金設置法人」なので、ガバナンスを効かせるためにインセンティブやサンクションがないと効かない。国が基金設置法人に対してどこまで監査監督できるのかがポイント。そこから先の団体・補助事業者については、基金設置法人が管理するということになっているので、その管理責任等を明確にしていけない限り、なかなか実効性のある管理というのは期待できないのではないかと。	<会計課> ・管理費率が 100%のものは、新規の受付が終わり、事業としては終わっていて、基金を終了するまでの事後処理の期間のもの。管理費率が高いものは、立ち上げのところで管理費率が高くなる案件もある。 <会計課> ・現状、基金のための実施要領等のひな型は用意していない。補助金適正化法だけを見るとこういうことだが、契約上で手当てできないか検討していく。
--	---

・契約によって手当が可能な部分もあるのではないかと考える。基金設置法人による監査が必ずしも十分でないことが疑われるような端緒があるような場合に、そこから先の事務局団体・補助事業者に対してもいざとなったら国が何らかのチェックをすることができるような条項を入れた上で契約を締結するなど、いざという場合に国が直接見ることができるような仕組みを整えておく必要がある。 <委員> ・基金の仕組みは、実質的にみれば間接補助に類似する要素が多いので、それに倣ったルール化というものを適正化法の枠組みの外で要綱等によって規律していくという方向性なのかなと思う。 <委員> ・他省庁だと基金設置法人に事務局があるケースが多いかと思うが、経産省のもの、特に最近のものはほとんど基金設置法人ではなくてその先に事務局があり、他省庁と並べてみるとかなり違和感を感じるところ。その点について何か今、現状で意識されている点等があれば教えていただきたい。 <委員> ・基金設置法人に事務局を設置する場合、その法人自身のガバナンスやディスクロージャー等をやはり高めていかないといけない。 ・現状では基金設置法人がさらに事務局を責任もって管理するということだと思う。 ・独法は柔軟性が高くなく難しいというものもあるが、他方でガバナンスやディスクロージャー等はなされている。逆に、一般社団法人は公益法人でもなく、営利的でないという訳でもないので、それ自身の継続的ガバナンスは考えていただかないといけないと思っている。	<会計課> ・基金設置法人は基本的に独法か一般社団法人など、営利企業以外のところが基金設置法人となり、他方で事務局業務がかなり大規模になってくると、そういったところではやり切れず、事務局団体を外出しせざるを得ないケースがある。 ・独法は独法で国に近く、急には人員を増やせず、柔軟性が高くない。事務局を外出しする形態であってもガバナンスを効かせられるような仕組みを考えていくのが現実的だと思う。
--	---

その他 事務局から、次回の契約等評価監視委員会について報告を行った。 (了)	
--	--